

山口県飼犬等取締条例施行規則

昭和四十八年三月三十一日
山口県規則第十一号

山口県飼犬等取締条例施行規則をここに公布する。

山口県飼犬等取締条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県飼犬等取締条例(昭和四十七年山口県条例第五十二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(飼犬の不要の届出)

第二条 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、飼犬不要届(別記第一号様式)を、当該届出をしようとする者の住所地を管轄する保健所長(下関市の区域内に住所を有する者にあつては、下関市長)に提出しなければならない。

(平一規則四〇・一部改正)

(加害の届出)

第三条 条例第七条の規定による届出をしようとする者は、飼犬こう傷届(別記第二号様式)を、当該届出をしようとする者の住所地を管轄する保健所長(下関市の区域内に住所を有する者にあつては、下関市長)に提出しなければならない。

(平一規則四〇・一部改正)

(抑留犬の返還)

第四条 条例第九条第一項の規定により抑留された飼犬の返還を受けようとする者は、抑留犬返還申出書(別記第三号様式)を当該飼犬を抑留している保健所長(下関市長が当該飼犬を抑留している場合にあつては、下関市長)に提出しなければならない。

(抑留犬の公示)

第五条 条例第九条第三項の規定による公示は、当該野犬等を捕獲した場所を管轄する保健所の掲示場に次に掲げる事項を掲示して行なう。

- 一 野犬等を捕獲した期日及び場所
- 二 野犬等の種類、毛色、性別及び体格

(薬殺の方法)

第六条 条例第十条第一項の規定による薬殺は、必要な時間を限つて、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に毒えさを置くことによつて行なうものとする。

2 条例第十条第一項の指定職員は、前項の規定により毒えさを置く場合には、毒えさごとに、それが毒えさである旨を別記第四号様式により表示しておかななければならない。

3 前項の指定職員は、第一項の規定により毒えさを置く場合には、毒えさの置かれた場所を適時巡視し、かつ、薬殺の時間を経過する前に毒えさを回収しなければならない。

(薬殺する旨の周知)

第七条 条例第十条第一項の規定により薬殺する旨を住民に周知させるには、薬殺を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態につき、少なくとも次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 薬殺を行う区域及びその隣接区域を管轄する市町長に通知すること。
- 二 薬殺を行う区域内及びその隣接区域内で住民の見やすい場所に掲示すること。
- 三 薬殺を行う区域内及びその隣接区域内の住民に対し、広報車等により拡声機を用いて知らせること。

2 前項第一号の措置は、薬殺開始の日の三日前までに、同項第二号の措置は、薬殺開始の日の三日前から薬殺終了の日まで、同項第三号の措置は、薬殺開始の日の三日前から薬殺開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

(平一八規則八五・一部改正)

(証明書の様式)

第八条 条例第十二条の規定による身分を示す証明書の様式は、別記第五号様式とする。

(費用の額)

第九条 条例第十三条第一項の規定により飼主が負担しなければならない費用の額は、次に掲げる額とする。

- 一 抑留中の飼養管理費 一日一頭につき三百四十円
- 二 返還に要する費用 実費を基準として知事が別に定める額

(昭五七規則一二・昭六〇規則一七・平元規則一七・平五規則九・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第一二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第一七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
(山口県飼犬等取締条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に山口県飼犬等取締条例(昭和四十七年山口県条例第五十二号)第九条第一項の規定により抑留されている飼犬の当該抑留に係る飼養管理費のうち平成元年三月三十一日までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成五年規則第九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第一一二号)

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第四〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第四九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(平6規則112・平12規則40・平13規則49・一部改正)

飼犬不要届

年 月 日

保健所長 様

(下関市長)

飼主 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記の飼犬が不要になつたので、山口県飼犬等取締条例第6条第2項の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----|---------|
| 種類 | |
| 年齢 | |
| 毛色 | |
| 性別 | 雄・雌 |
| 体格 | 大・中・小 |
| その他 | 上記のほか 頭 |

注 飼主の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

第2号様式(第3条関係)
(平6規則112・平12規則40・平13規則49・一部改正)

飼犬こう傷届

年 月 日

保健所長
様
(下関市長)

飼主 住所

氏名 印
(電話 局 番)

飼犬が人をかんだので、山口県飼犬等取締条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | | | | |
|------------------|-------------|----------------------|--------------|-------|----|-------|
| 飼犬 | 種類 | | 年齢 | | 毛色 | |
| | 性別 | 雄・雌 | 名 | | 体格 | 大・中・小 |
| | 特徴 | | | | | |
| 狂犬病 予防法 関係 | 登録番号 | 年度第 号 | | | | |
| | 予防注射最終実施年月日 | 年 月 日 | | | | |
| | 注射済票番号 | 年度第 号 | | | | |
| 被害者 | 住所 | (電話 局 番) | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | 職業 | | | |
| こう傷 の状況 | こう傷日時 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| | こう傷場所 | | | | | |
| | こう傷動機 | | | | | |
| | こう傷部位 | | | | | |
| | こう傷程度 | | | | | |
| | 衣服着用状態 | | 過去におけるこう傷の有無 | 有 回・無 | | |
| | こう傷時の状態 | 係留・放し飼い・訓練・移動・運動・その他 | | | | |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

注 飼主の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式(第4条関係)
(平6規則112・平12規則40・平13規則49・一部改正)

抑留犬返還申出書

年 月 日

保健所長
様
(下関市長)

飼主 住所

氏名 印

(電話 局 番)

山口県飼犬等取締条例第4条の規定に違反して抑留された下記の飼犬を返還されるよう申し出ます。

記

| | | | |
|------|---------------------|------------|-----------|
| 種類 | | 年齢 | |
| 毛色 | | 性別 | 雄・雌 |
| 名 | | 体格 | 大・中・小 |
| 登録番号 | 年度 第 号 | 注射済 票番号 | 年度 第 号 |
| 備考 | 捕獲年月日 年 月 日 捕獲場所 | | |

注 飼主の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式(第6条関係)
(平6規則112・一部改正)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

危険

これは、犬の毒えさですから、さわらないこと。

年 月 日

保健所長
(下関市長)

備考 1 紙は、白色、文字は、黒色(「危険」及び「毒えさ」の文字は、赤色)及び外わくは、赤色とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式(第8条関係)
(平6規則112・一部改正)

(表)

| 第 | 号 |
|-------|----|
| 身分証明書 | |
| | 所属 |
| | 職名 |
| | 氏名 |

年 月 日生

上記の者は、山口県飼犬等取締条例第9条第1項及び第2項、第10条第1項並びに第11条の規定により指定された職員であることを証明する。

年 月 日

山口県知事 氏 名 印

(下関市長)

(裏)

山口県飼犬等取締条例抜粋

(捕獲等)

第9条 知事は、あらかじめ指定する職員(以下「指定職員」という。)をして野犬及び第4条の規定に違反して係留されていない飼犬(以下「野犬等」という。)を捕獲させ、これを抑留することができる。

2 知事は、前項の規定により指定職員が野犬等を捕獲しようとする場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、指定職員をしてその飼主又はその他の者の土地、建物その他の場所(人の住居を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該場所の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

(第3項及び第4項省略)

(薬殺)

第10条 知事は、野犬等が人畜その他に害を加えることを防止するため緊急の必要があ

る場合において、通常の方法によつては、野犬等を捕獲することが困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、指定職員をして野犬等を薬殺させることができる。この場合において、知事は、人畜に被害を及ぼさないように、あらかじめ、当該区域及び隣接区域の住民に対し、野犬等を薬殺する旨を周知させなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(立入調査)

第11条 知事は、第8条の規定による措置命令を行なうため若しくは当該措置命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるとき又は前条第1項の規定による薬殺を行なうため若しくは当該薬殺の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において、指定職員をしてその飼主又はその他の者の土地その他関係のある場所に立ち入らせ、調査させ、又は関係人に質問させることができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列7とする。